

製品起因による事故ではないと判断した案件(案)

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考	参考情報
1	A201200563 平成24年9月23日(新潟県) 平成24年10月30日	照明器具(投光器)	(火災) 当該製品を使用中、エアゾール缶(殺虫剤)を噴射したところ、火災が発生した。	●屋外用の当該製品を床下に設置し、使用中にエアゾール缶を噴射したことにより、当該製品が発火源となり、エアゾール缶から噴出したガスに引火したものであり、当該製品の欠陥によって生じたものではないと判断した。	・A201200524(エアゾール缶(殺虫剤) ※現在調査中。)と同一事故	○使用場所 ・自宅内

確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、重大製品事故ではなかった又は報告義務者でなかった案件(案)

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考	参考情報
1	A201100773 平成23年12月16日(大阪府) 平成23年12月28日	電気ストーブ	(火災、重傷1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	●事故品について、調査の結果、報告を行った当該事業者が製造又は輸入した製品でないことが判明したことから、報告義務者でないと判断した。		○使用場所 ・自宅内 ○当該製品の報告状況 ・事故品は焼損が激しく、報告義務者の特定に至らなかった。
2	A201200346 平成24年8月3日(東京都) 平成24年8月10日	電動車いす(ジョイスティック型)	(重傷1名) 当該製品に乗ってスロープを走行中、後方へ転倒し、負傷した。	●当該事業者は、負傷の具合から被害者の治療期間が30日を超えると判断して報告してきたが、その後、30日未満であったことが判明したことから、重大製品事故の要件に該当しないため、対象外とした。		○使用場所 ・店舗の入口
3	A201200359 平成24年7月30日(滋賀県) 平成24年8月13日	電撃殺虫器	(火災) 当該製品を使用中、可燃物(鳥の巣)を焼損する火災が発生した。	●当該製品は、一般消費者に販売されていないことが判明したため、消費生活用製品に該当しないと判断した。		○使用場所 ・店舗の軒下
4	A201200365 平成24年7月8日(静岡県) 平成24年8月15日	食卓いす	(重傷1名) 当該製品に座っていたところ、当該製品が破損し、転倒、負傷した。	●事故品について、報告後、当該事業者が輸入した製品でないことが判明したことから、報告義務者でないと判断した。		○使用場所 ・自宅内 ○当該製品の報告状況 ・当該製品の輸入事業者から、平成24年8月23日付けで重大製品事故報告書が提出されている。(管理番号A201200376)
5	A201200511 平成24年10月2日(神奈川県) 平成24年10月12日	自動車バッテリー用充電器	(火災) 当該製品でバッテリーを充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。	●当該製品は、自動車等に取り付けられることを前提として製造されたバッテリーの充電器で、道路運送車両法の自動車部品・用品等に当たり、消費生活用製品に該当しないため、物資所管庁である国土交通省へ通知し、調査することになった。		○使用場所 ・事務所内